

船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和7年3月25日 11時58分頃
発生場所	沖縄県金武町KINサンライズビーチ海浜公園 金武中城港金武火力発電シーバース灯から真方位049° 2.0海里付近 (概位 北緯26° 27.6' 東経127° 56.9')
事故の概要	水上オートバイSHO-SKIは、浮体をえい航して航行中、浮体が海岸に乗り揚げ、投げ出された搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和7年5月26日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ SHO-SKI、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	296-24023 沖縄、学校法人智帆学園
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	軽傷 3人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「搭乗者」という。）3人が横並びで座ったマーブルと称するトーリングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約18mのロープでえい航し、遊走していた。</p> <p>船長は、遊走を終えて発着場所の砂浜に戻ることとし、約20km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、発着場所の少し南方に向けて本船を北西進させた。</p> <p>船長は、本船が海岸に近づいたので、海岸に沿う進路となるようハンドルを右に切った。</p> <p>本船は、海岸に沿う進路で航行中、本件浮体が左方に振られて海岸の砂浜に乗り揚げ、搭乗者3人が同砂浜に投げ出された。</p> <p>発着場所付近に居た別の知人は、本件浮体の中央に座っていた搭乗者が右腕の痛みを訴えたので119番通報し、同搭乗者は救急車により搬送された病院において右橈骨遠位端骨折と診断された。また、他の病院を受診した搭乗者2人は、いずれも頸椎捻挫と診断された。</p> <p>船長は、4年前から年間10回程度、本件浮体を含むトーリングチューブをえい航した経験があった。</p> <p>船長は、海岸に沿う進路となるようハンドルを右に切る際、海岸までの距離をえい航ロープの長さと同じくらい離したと思っていたが、</p>

	<p>結果として海岸に近づき過ぎてしまったと述べた。 (図1 参照)</p>  <p>図1 航行経路概略図 ※国土地理院ウェブサイトの地理院地図を使用</p>
分析	<p>本船は、本件浮体をえい航して北西進中、船長が、海岸に沿う進路となるようハンドルを右に切る際、海岸に近づき過ぎたことから、右転後に左方に振られた本件浮体が海岸の砂浜に乗り揚げ、同砂浜に投げ出された搭乗者3人が負傷したものと考えられる。</p> <p>本件浮体は、本船が約20km/hの速力で右転したことから、左方に振られたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が本件浮体をえい航して約20km/hの速力で北西進中、船長が、海岸に沿う進路となるようハンドルを右に切る際、海岸に近づき過ぎたため、右転後に左方に振られた本件浮体が海岸の砂浜に乗り揚げ、搭乗者3人が同砂浜に投げ出されたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、浮体が海岸に乗り揚げることがないよう、海岸から十分に距離を離すこと。 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、海岸に戻る際、浮体が振られることがないよう、十分に速力を落とすこと。